

東京都キャップ&トレード制度  
第7回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和5年8月4日（金曜日）  
14:00～16:10 オンライン会議

1 開 会

(1) 委員紹介

(2) これまでの制度検討状況とパブリックコメントの実施結果（概要）について

2 議 事

(1) 第6回専門的事項等検討会での主なご意見について

(2) 2025年度以降のキャップ&トレード制度について  
（パブリックコメントの実施結果と制度改正案）

(3) 地球温暖化対策報告書制度の制度強化について  
（パブリックコメントの実施結果と制度改正案）

3 閉 会

(1) 東京都あいさつ

【配布資料】

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 これまでの制度検討状況と今後の予定

資料3 第6回専門的事項等検討会での主なご意見について

資料4 2025年度以降のキャップ&トレード制度について

資料5 地球温暖化対策報告書制度の制度強化について

参考資料1 パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について  
(キャップ&トレード制度に関する改正事項)

参考資料2 パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について  
(地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項)

参考資料3 意見募集（パブリックコメント）を行う事項  
(キャップ&トレード制度に関する改正事項)

参考資料4 意見募集（パブリックコメント）を行う事項  
(地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項)

参考資料5 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会設置要綱

## 1 開 会

### (1) 委員紹介

### (2) これまでの制度検討状況とパブリックコメントの実施結果(概要)について

○大谷総量削減課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより第 7 回東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事の進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本検討会の委員及び臨時委員の皆様の御紹介でございますが、資料 1 にございますとおり、委員及び臨時委員の皆様は前回と同様でございますので、個別の御紹介は控えさせていただきます。なお、諸富委員におかれましては、本日欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、これまでの制度検討状況とパブリックコメントの実施結果の概要について、資料 2 に沿って御説明をいたします。

2025 年度以降のキャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度につきまして、昨年 9 月から、本検討会におきまして御議論をいただきながら検討を進めてまいりました。前回の第 6 回の検討会の後、本年 5 月 22 日から 6 月 20 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施いたしました。

意見の提出総数は 113 件ございまして、そのうち、キャップ&トレード制度に関する御意見につきましては、17 事業者 4 団体の皆様から 100 件、また地球温暖化対策報告書制度に関する御意見につきましては、4 事業者及び 2 団体の皆様から 13 件御意見をいただいております。多くの事業者の皆様、また関係団体の皆様から建設的な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日第 7 回の検討会での御議論を踏まえまして、パブリックコメントを踏まえた各制度の改正に関する最終案を公表してまいりたいと考えております。その後、必要な事項につきましては、環境確保条例の改正手続を進めていく予定でございます。

これまでの制度検討状況とパブリックコメントの実施結果の概要の御説明につきましては、以上となります。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。高村座長、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 第 6 回専門的事項等検討会での主なご意見について

○高村座長 ありがとうございます。皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の主な議事ですが、2025 年度以降のキャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度の制度強化についてです。

それぞれについて、先ほど事務局から説明をいただきましたように、第 6 回のこの検討会の内容を踏まえて、5 月 22 日から 6 月 20 日にかけてパブリックコメントが実施され、そこで寄せられた御意見について、東京都の考え方、そしてパブリックコメントを踏まえた上での各制度の改正案について、本日の検討会では御議論をいただきます。

それではまず、議事の(1)「第 6 回専門的事項等検討会での主なご意見について」、事務局から御説明をお願いできればと思います。お願いします。

○事務局 それでは事務局から、資料 3 に基づきまして「第 6 回専門的事項等検討会での主なご意見について」御説明いたします。

まず、キャップ&トレード制度の制度目標や対象等に関しましては、削減目標の達成手段、バイオマスの取扱い、デマンドレスポンスの評価について御意見をいただいております。

続いて、都内中小クレジットに関しましては、対象となる事業者の定義の明確化などについて御意見をいただいております。

続いて、特定テナント等事業者に関しましては、公表方法や評価ランクの名称について御意見をいただいております。

続いて、トップレベル事業所認定制度に関しましては、建築物環境計画書制度との連携等について、パブリックコメントの資料に含めるよう御意見をいただき、これらについて全て対応の上、パブリックコメントを実施しております。

最後に、地球温暖化対策報告書制度に関しまして報告書の公表方法、カーボンレポートの仕組み、制度未参加の事業所への対応について御意見をいただいております。

これらの御意見も含め、本日の第 7 回専門的事項等検討会では、パブリックコメントの実施結果と、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえた制度改正案について整理しております。

以上が資料 3 の説明となります。

高村座長をよろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、第 6 回の専門的事項等検討会が出た主な意見を、今御紹介いただきました。今の事務局からの御説明について、御質問、御意見な

どございましたら、もう通例でございますけれども、Zoom の挙手機能を使ってお知らせをいただければと思います。挙手機能が難しい場合にはチャットでお知らせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この後の議論、先ほど事務局からも、私からも申しあげましたけれども、この第 6 回の検討会の主な意見、そしてパブリックコメントを踏まえて、本日、事務局で提案をまとめていただいておりますので、もし何かございましたら、そちらでこちらの意見に関わっても、御質問、御意見をいただければと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

## **(2) 2025 年度以降のキャップ&トレード制度について (パブリックコメントの実施結果と制度改正案)**

○高村座長 続きまして、議事の(2)に移ってまいります。「2025 年度以降のキャップ&トレード制度について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○大谷総量削減課長 続きまして、資料 4 に基づきまして、「第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度におけるパブリックコメントの実施結果と制度改正案」について御説明をいたします。

まず初めに、本資料の構成についてお示ししております。パブリックコメントの実施結果の概要から、順に御説明いたします。

パブリックコメントの実施結果についてでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、令和 5 年 5 月 22 日から 6 月 20 日までの 30 日間の募集期間でございます。キャップ&トレード制度につきましては、21 の事業者、個人及び団体の皆様から、計 100 件の御意見をいただいております。

次に、いただいた御意見を踏まえました第四計画期間のキャップ&トレード制度の改正案について、順番に御説明をいたします。

初めに、「制度対象」についてでございます。

主な御意見といたしまして、本制度で新たに報告を求める再エネの使用量に關しまして、計量等ができる場合のみ報告対象としてはどうかという御意見をいただいております。

東京都の考え方といたしましては、これまで御提示してきましたとおり、改正省エネ法との整合を図りまして、第四期計画期間からは、非化石燃料、自然熱及び再生可能エネルギー等を御報告いただくことといたします。

なお、本制度の対象となる事業所及び指定取消しの要件につきましては、第三計画期間までと同様の取扱いを継続いたします。

続いて、「算定対象となる排出活動」についてでございます。制度対象要件を判断する

原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等につきましては、第三計画期間までと同様に化石燃料等を対象といたします。

また使用量及び排出量の報告対象につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、非化石燃料、自然熱及び再生可能エネルギー等を報告対象に加えまして、改正省エネ法との整合を図ってまいります。

続いて、「基準排出量」についてでございます。

主な御意見といたしまして、熱供給事業所につきましては、省 CO<sub>2</sub> 対策を実施した事業所等を考慮した排出標準原単位の設定や、排出実績が通常より低い場合の対応について御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、パブリックコメントでの御意見等を踏まえまして、排出標準原単位が設定されていない熱供給事業所につきましては、新たに販売熱量の実績と固定の熱排出係数に基づいて基準排出量を算定することも可能とし、早期の高効率機器の導入による削減効果が基準排出量に反映できる仕組みを導入いたします。

続きまして、「削減義務率」についてでございます。主な御意見といたしまして、第四期計画期間の削減義務率 50%に關しまして、削減に向けた難易度や国際的な動向との整合。2 点目としまして、ガスを相当量を使用している電化率の低い事業所におけるガスの評価や削減義務率の緩和。最後に、熱の使用割合に応じた区分別の削減義務率の設定について御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、これまでの検討会でお示ししてきた内容となりますが、削減義務率の設定に際しては 2030 年の削減目標を前提としつつ、各事業所の削減余地や、電気の排出係数の不確実性等を考慮して提示しております。

事業者の皆様の義務履行に当たりましては、省エネ対策に加え、第四計画期間から拡充いたします再エネ利用等の多様な手段を活用いただきながら、削減に取り組んでいただきたいと考えております。

また、2 点目の電化率の低い事業所に対しましては、国の検討状況も考慮しながら、ガスや熱の評価を検討するとともに、電化率 20%未満の事業所を対象といたしまして、第四計画期間に限り、削減義務率を 3%減少させる措置を新たに導入いたします。

最後に、地域冷暖房等の熱を多く利用している区分 I-2 の事業所につきましては、これまでの対策実施状況や設備の保有状況等を基に、改めてその他の事業所との省エネ余地の差を算定した結果、第四計画期間におきましては、2%の削減義務率の差を設定しております。

続きまして、「削減義務率に関する制度改正案」につきましては、改めてお示しをさせていただきます。

第四期計画期間の削減義務率につきましては、オフィスビル等を 50%、熱を多く利用する事業所や工場等につきましては 48%に設定いたします。また、医療施設等の削減義務率 2%の減少、中小企業等のエネルギー使用量が 2 分の 1 以上の事業所を義務対象外とする取

扱いを継続するとともに、先ほど御説明しましたとおり、第四計画期間に限り電化率が20%未満の事業所について、削減義務率を3%減少させる仕組みを新たに導入いたします。

続きまして、「新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い」についてでございます。

主な御意見といたしまして、新規参入事業所への柔軟な削減義務率の設定について御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、新規参入事業所は、省エネ設備等が一定程度導入されていること等を踏まえまして、削減義務率を段階的に適用いたします。特に第四計画期間から削減義務の対象となった事業所につきましては、31%または29%を適用する経過措置を設定いたします。

なお、当初から高効率設備を導入している事業所におかれましても、事業開始後の実際の設備負荷等に合わせた適切な機器管理の実施や、第四計画期間から拡充をいたします再エネ利用等による追加の削減にも取り組んでいただけるものと考えてございます。

こちら(11 ページ)は、この前のページで御説明いたしました段階的な削減義務率の適用を含みます各計画期間の参入時期ごとの削減義務率の推移をお示したものでございます。

続きまして、温室効果ガス排出量算定のための電気のCO<sub>2</sub>排出係数についてでございます。

主な御意見といたしまして、メニュー別排出係数の使用や環境価値を反映した排出係数の利用に関して御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、各事業所において義務履行手段を柔軟に判断、また選択いただきながら、排出削減を進めることができるよう、年度排出量の算定に使用する電気の排出係数につきましては、実排出係数を使用することとしております。

また、東京都エネルギー環境計画書制度の仕組みを活用いたしまして、環境価値の評価を行うとともに、事業者の電力全体の排出係数に加えまして、メニュー別の排出係数についても算定対象とする予定でございます。

続きまして、「温室効果ガス排出量算定のためのガス及び熱のCO<sub>2</sub>排出係数」についてでございます。

主な御意見といたしましては、熱におけるメニュー別排出係数や環境価値の利用、またカーボンニュートラル都市ガスの取扱いについて御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、年度排出量の算定に使用する熱の排出係数につきましては、電気と同様に、熱の調達方法ごとの実排出係数を使用いたします。

環境価値の充当などにつきましては、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮いたしまして、本制度における取扱いを検討してまいります。

また、カーボンニュートラルガスにつきましては、本制度が大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出総量の削減を目的としていることや、国内の温室効果ガスの削減に寄与すること、またエネルギーの削減や再エネの推進を重視する観点から、これまで本制度においては、森林等によるCO<sub>2</sub>吸収を評価する仕組みを導入してございません。こちらにつきましては、第四計

画期間も同様の取扱いを予定しております。

続きまして、「原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数」についてでございます。

主な御意見といたしましては、一次エネルギー換算係数への低炭素電力の評価に関して御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、本制度は、原油換算エネルギー使用量により、対象となる事業所の要件を判断いたしますが、その算定の際に使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は、2023年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値を採用することといたします。年度排出量を算定する際には、実際に使用した電力に基づき、低炭素の電力を評価いたします。

続きまして、「再エネの取扱い」についてでございます。

主な御意見といたしましては、再エネ設備導入へのインセンティブや再エネの動向を踏まえた柔軟な対応に関して御意見をいただいております。

都の考え方といたしましては、第四計画期間からは、先ほど御説明いたしましたとおり、電気及び熱の排出係数を実排出係数へと移行いたします。それに合わせ、実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネの自家消費した場合の削減効果を「1.5倍」する仕組みにつきましては、第三計画期間限りといたします。

また、都におきましては、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援をしております。

なお、これまで御提示してきましたとおり、第四計画期間におきましては、事業所外からの再エネの導入、また、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書の活用等、再エネの義務履行手段を拡充してまいります。

こちらからは、排出量取引担当課長の安達より御説明をいたします。

○安達排出量取引担当課長 続きまして、「排出量取引で取り扱うクレジット等」についてでございます。

主な御意見といたしましては、超過削減量の創出対象の拡充、超過削減量の発行上限や活用期限の撤廃、利便性の高い排出量取引の仕組みの整備等について御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、まず、超過削減量の創出方法につきましては、これまで検討会で御議論をいただきましたとおり、第四計画期間におきましては、さらなる省エネ対策及び再エネ利用の拡大によりまして排出削減を促進するために、省エネ及び追加性の高い再エネによる削減相当量を超過削減量の創出対象といたします。

次に発行上限につきましては、超過削減量の発行上限は、制度創設当初に、事業所の皆様の御意見を踏まえて設定をしたものでございます。この上限を設けるという考え方については、第四期につきましても継続するということで考えてございます。その上で、65%の上限につきましては、2030年の削減率を踏まえて設定しておりまして、ゼロエミッション



化に向けた取組を推進するトップレベル事業所につきましては、この発行上限を撤廃することといたしたいと思っております。

バンキングにつきましては、第三計画期間までと同様に、早期削減と同時に、追加的な排出削減への影響も考慮いたしまして、翌期に限る仕組みとすることといたしたいと思っております。

また、円滑な排出量取引が可能となりますよう、引き続き、取引を希望する皆様へのきめ細やかな支援を継続してまいります。

制度改正案につきましては、これまで検討会でお示しした内容を記載しております。

次のページに制度改正案をまとめて図示をしておりますけれども、超過削減量や都内中小クレジットの創出方法につきましては、これまで検討会で先生方に御議論いただいた案での実施を考えてございます。埼玉連携クレジットにつきましては、埼玉県での次期制度の検討内容を踏まえまして、具体的な連携方法を検討してまいります。

続きまして、「その他ガス削減量の取扱い」についてでございます。

御意見については特段いたしてございませんので、都の考え方のみ示してございます。その他ガス削減量の仕組みにおきましては、第四計画期間においても継続をいたします。基準排出量の変更をはじめといたしますこれまでの検討会で御提示した課題につきましては、第四計画期間に向けたガイドラインの改正等において、引き続き検討を続けてまいります。

続きまして、「特定テナント等事業者」についてでございます。

主な御意見としては、評価方法の見直し、あるいは改正後の負担軽減といったことに関して御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、特定テナント等事業者制度につきましても、制度全体の変更に合わせました実排出係数への移行、再エネ利用の評価等を実施してまいります。具体的な基準等につきましては、事業所の取組実態を可能な限りにおいて反映できるように検討してまいりたいと存じます。

また、自動入力ツールの整備等によりまして、皆様の負担に配慮しながら検討してまいりたいと存じます。

なお、制度の対象要件につきましては、第三計画期間までと同様といたします。

続きまして、「目標設定・取組状況等の報告・公表」についてでございます。

主な御意見といたしましては、報告・公表の拡充に伴う事務負担に関して御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、第四計画期間から、一次エネルギー消費原単位やCO<sub>2</sub>排出原単位の推移、あるいは再エネ利用実績等を新たに公表対象に追加をいたします。

報告・公表内容の拡充に当たりましては、改正省エネ法の報告内容も参考にしながら、制度対象事業者の皆様の御負担に配慮しながら報告の仕組み、あるいは報告様式といったものを検討してまいります。

また、公表に当たりまして、3D 都市モデルでございます「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」、あるいは「東京都オープンデータカタログ」などとも連携をいたしまして、投資家、金融機関、あるいは取引先等からの評価にもつながりますように、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業者の皆様を応援してまいります。

続きまして、「第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の制度改正案」について御説明いたします。

まず初めに、「認定区分と認定方法」についてでございますけれども、「認定区分」に関する御意見は特段いただいておりますので、都の考え方のみお示しております。

都の考え方でございますけれども、第四期のトップレベル事業所認定制度は、2050 年のゼロエミッション化の実現に向けまして、これまでの省エネ対策のみならず、省エネ・再エネともに高いレベルで取り組む事業所への誘導を推進する制度といたしたいと思っております。

制度改正案といたしましては、認定区分については、これまでトップと準トップの二つでございましたけれども、最上位の認定区分を加えて三つにいたしまして、取組全体のレベルを引き上げてまいります。また、従来同様、全ての認定区分を同一の評価項目及び基準で評価をすることといたします。認定水準や不合格要件数等につきましては、下のほうの表にお示ししたとおりでございます。

続きまして、「認定方法」に関する御意見ですけれども、こちらについては非公表希望の御意見のみをいただいております。

都の考え方といたしましては、建築物環境計画書制度、こちらは新築を対象とした制度でございますので、トップレベルの認定を通じまして、設計時に加えて運用時も含めて高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やすということを目指しまして、建築物環境計画書制度と連携した認定ルートを新設いたします。

制度改正案につきましては、パブリックコメント時に御提示をしたものと特段変えてございません。いずれの認定区分も、水準を満たせば初回の申請からそれぞれの認定区分で認定すること。また建築物環境計画書制度と連携する場合の具体的な評価方法、あるいは要件といったものをお示してございます。

続きまして、「認定基準」についてでございます。

主な御意見といたしましては、再エネの評価項目におけるデマンドレスポンスに対応した設備の導入等に関して御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、デマンドレスポンスについては今後ますます重要になってまいります。第四計画期間におきましては、特に再エネ利用を積極的に推進するという観点から、初めて、上げのデマンドレスポンスに関する評価項目を加えてまいります。デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類や規模といった条件につきましては、国内の検討状況、あるいは技術開発動向等を注視をしながら、認定ガイドラインを早期に、年内を目途にお示しできるように検討してまいります。

制度改正案につきましては、これまで検討会にお示してきた内容を記載しております。

続きまして、「認定による削減義務率の取扱い」についてでございます。

主な御意見といたしまして、第四期からのトップ認定を見据えて既に費用をかけて設備更新等を実施していること、あるいは期の途中で義務率変更等の影響が大きいことから、削減義務率の減少措置は継続してほしいとの御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、これまでトップレベル認定制度は、主に省エネの取組が優れた事業所を認定をいたしまして、削減義務率の減少措置を認めてまいりましたけれども、これは省エネが削減対策の中心となる時に、新たな建築物への配慮として実施をしてきた経緯もございます。しかし、気候変動の影響が深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減が求められるとともに、再エネの利用手法が多様化をいたしまして、省エネだけではなく再エネ利用による排出削減が拡大をしてきております。

そのため、削減義務率に関しましては、第四計画期間も全ての新規制度対象事業書の皆様への義務率の段階適用を継続いたしますこと、これまでの認定事業所の皆様の削減実績、また今後省エネ・再エネの両面から「ゼロエミッション化」に向けて排出削減を進める事業所をトップレベルに認定をすると、そうした考え方を踏まえまして、第四期のトップレベル認定による削減義務率の減少措置は、これまでの検討会での先生方の御議論のとおり、原則として廃止するというところで考えてございます。

一方、いただいた御意見からは、第四期の認定を目指して既に対策を進めている事業所の皆様もいらっしゃるということが明らかになりました。トップレベル認定に必要な大規模な高効率設備等の更新、あるいは運用対策等の実施には、一定の時間を要するということは事実でございます。また、既に第四期の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の皆様への削減計画への影響という点におきましては、現時点でのトップレベル認定の有無に関わりなく同等であると考えられます。

そこで、私どもといたしましては、削減に向けて積極的な設備更新を促進したいという思いから、経過措置として、パブリックコメント時に提案した内容に加えまして、一定の条件を満たした場合に、削減義務率の減少を第四期に限り認めてはどうかということで考えてございます。

具体的には下の緑の枠の部分に記載しておりますけれども、この経過措置の対象となる事業所につきましては、一つ目といたしまして、既に認定をされている事業所の方々が、第四計画期間中に認定期間が終了してしまった場合に、そこから継続して第四計画期間の基準で申請及び再認定をされた場合、及び 2 点目といたしまして、都が第四計画期間の制度検討を始める前から既に制度対象となっている事業所の皆様が、第四計画期間のトップレベル認定を目指した設備更新等の設計、あるいは工事等を計画・実施しており、またその事実が確認可能な文書を添えて申請、あるいは認定をされた場合、こうした場合にも第四計画期間に限りまして、削減義務率の減少を認める方向で検討してはどうかと考えてございます。

なお、この場合の文書といたしましては、事業所の皆様自らの説明資料といったことに

加えまして、省エネ法に基づく中長期計画書ですとか、トップレベル基準相当の高効率機器を確かに手配しているということが分かるような契約書等々を、案として検討している状況でございます。

次のページには、削減義務率の減少措置につきまして図示をしております。先ほど御説明した検討案の一つ目、既に認定をされている事業所の皆様が、第四期中に継続して再認定を申請、認定された場合というのが、こちらの図の中の赤の階段状の枠で囲ってある部分となっております。

また、同じく 2 点目の、第四期でのトップ認定に向けて設備更新等の計画が確認可能な文書を添えて申請・認定された場合というのが、上から 2 番目の部分、それから一番下の段の赤字の注釈といった部分でございます。

なお、これらの変更を行いました場合でも、事業所数が限定されると想定をしておりますので、制度全体としてカーボンハーフの目標は達成可能というふうに考えてございます。先生方の御意見をいただければと思います。

続きまして、認定等の手続の負担軽減及び公表等を通じたメリットについてでございます。

主な御意見といたしましては、負担軽減あるいはインセンティブの充実に关しまして御意見をいただいております。

都の考え方でございますけれども、ゼロエミッション化を目指して省エネ・再エネを推進するトップレベル事業所に対しては、削減義務率の減少ではなく、超過削減量の発行上限の撤廃等を考えてございます。また、トップレベル認定は既に他の様々な認証と連携してございますけれども、今後も関係機関と連携をして、事業所の社会的、あるいは経済的価値の向上に努めること、また、認定の信頼性を確保しながら、事務負担軽減を引き続き検討してまいりたいと存じます。

制度改正案については大きく変更してございませぬけれども、今回、制度改正案の真ん中辺り、①と書いてあるところの二つ目の「・」のような、評価項目の根拠書類の準備に关しまして、事業所の皆様の負担軽減につながる資料を新たに都から御提示するといったことなどもこちらに記載をしております。こうした具体的な現場状況も踏まえた手法につきまして、引き続き検討を深めてまいります。

以上が資料 4 の説明となります。高村座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました事務局からの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問などいただきたいと思ひます。

これからの進め方ですけれども、資料が少し多くございます。それぞれ議論をする論点がございますので、三つに区切って進めてまいりたいと思ひます。

まずは、スライドの 15 までの制度対象の要件、削減義務率の設定など、第四計画期間の削減義務率等の基本的事項について、それから次にスライドの 20 までを二つ目のパートと

して、排出量取引から目標設定、取組状況等の報告・公表まで。それから最後に、トップレベル事業所における認定制度の制度改正案について、この大まかに三つに分けて御議論をいただこうと思います。

それでは、最初にスライド 15 まででありますけれども、制度対象の要件ですとか、削減義務率の設定など、第四計画期間の削減義務率等の基本事項について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いできればと思います。同じように Zoom の手挙げ機能を使ってお願いできればと思います。

委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。かなり丁寧に議論を重ねてまいりましたので、あまり御意見はないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、田辺委員、お願ひいたします。

○田辺委員 どなたもおっしゃらないのであれですが、発言致します。パブコメに対しては、都のほうで非常に丁寧に回答をいただいているので、私は特に異存なく、これは対応に従って丁寧にさらに進めていただければいいと思っております。すみません、高村座長、こんな意見でよろしくお願ひします。

○高村座長 ありがたいです。

ほかに委員からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、遠藤委員、お願ひいたします。

○遠藤委員 私もおおむね田辺委員と同じ意見ですけれども、特に 7 ページ目で、熱供給に関して新たな原単位等の考え方を示していただいたということで、より制度の枠組み自体がシンプルな方向で設定され、特別な例外事項とかそういったものも極力つくらないで済むように、こういう最新の情報等を積極的に入れていただくというのは大変いいことかなと思っております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。こちらはパブリックコメントを受けての御提案だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。最後、制度設計全体を見渡してお気づきの点、御質問、御意見があればいただく機会を設けたいと思います。今の当面三つに分けましたけれども、スライド 15 までのところで特段ないようでしたら、次に移りたいと思います。

続きまして、スライド 20 までのところで、排出量取引から目標設定、取組状況等の報告・公表まで、こちらについて御意見、御質問がありましたら、発言希望をお知らせいただければと思います。

村上委員、お願ひいたします。

○村上委員 パブリックコメントに対する考え方の御説明としては、もう十分されていらっしゃると思われました。ちょっと付け加えるとすればというレベルですけれども、再エネに関して、15 ページの(8)のところで、再エネ設備導入に向けたインセンティブが必要という御意見に対して、今も経費の一部を支援されているということではあります

が、昨今の太陽光発電が増えて、これは東京都に限らず全国的に、関東でもということまで認識しているのですけれども、それが増えていくことによって出力調整の影響がいろいろなところで出ているというようなことを考えると、やはり設備を入れていくということに加えて、上手に電気を日中ためることのコスト削減も大事ですし、日中にうまく使うという生活スタイルといいますか、いろいろな工夫をしていかないと再エネ設備を導入して、しっかりそこで必要なエネルギーを使っていくという、ぐるっと回ったところまでやっていかないと、一部地方では、せっかく入れても結局使うなどと言われるなんてどういうことだという御意見も出てきていますので、その辺も踏まえたいろいろなアイデアやムーブメントをつくっていただけるといいのかなと感じました。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。御発言の御希望はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局が丁寧に御意見を反映していただいているということかと思えますけれども、もし発言の御希望がなければ、今二つのパート、スライド 20 まで御意見を伺っておりますけれども、今、田辺委員、遠藤委員、村上委員と御発言いただきましたが、ここまでのところで、事務局から何か御回答なり、御発言を御希望でしたらいかがでしょうか。

○大谷総量削減課長 ありがとうございます。村上委員から御意見をいただきました電気をためる、あるいは日中に使う工夫というところでございますけれども、御指摘のとおり重要な点だと考えておまして、私どものほうでも再生可能エネルギーへの支援ということを書かせていただきましたけれども、蓄電池の導入に関しても同様に支援をしてございますし、また事業者の皆様、それから家庭向けに対しても、デマンドレスポンス等を促す取組も、この制度とは別に実施しているところでございます。引き続きこういった取組について促してまいりたいと思っております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。国のほうでも、やはり同じように議論がございますけれども、今事務局からお答えいただいたように、蓄電池、あるいはEVのチャージャーなどもそうかもしれませんけれども、村上委員からありましたように、できるだけ再エネの発電量が多いときに需要が大きくなるようなダイナミックプライシングなどもそうかもしれませんけれども、様々な手法が必要になっていると思いますので、都でも引き続きお願いしたいと、私自身も期待をしております。

ほかにも御発言の御希望はございますでしょうか。それでは、これも先ほどと同じように、最後全体にわたってもう一度御発言の御希望を伺ってまいります。

それでは最後のパートですけれども、スライド 21 以降のトップレベル事業所における認定制度の制度改正案について、御意見、御質問がございましたら、Zoom の挙手機能を使ってお知らせいただければと思います。こちらはいかがでしょうか。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。こちらも全体的に大きなコメントがあるということではございませんでして、今の村上委員やほかの方々の議論と関係するところですが、24

ページにデマンドレスポンスに関する設備の導入に関する質問がありまして、蓄電池というのが非常に重要な論点と私も思っております。新設の項目を見ても、直接的な言葉としては出てきていないので、恐らくIV-4の電気需要最適化がデマンドレスポンスのことかなと思うのですが、蓄電池のところは、今読もうとすると、その横のV-3かなという気もするのですが、場合によっては今後もうちょっと蓄電池という言葉が前面に出して入れていくということも含めて、あとは今V-3で読めるかということが正しいのかということを含めてお答えいただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の御発言、御質問を伺って、事務局に今いただいた堀江委員からの御発言のお答えをいただこうと思います。それでは、ほかの委員からトップレベル事業所の認定制度の改正案について、御発言の御希望はございませんでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 私はこのトップレベル事業所の認定制度についての検討委員会のメンバーでもありまして、その場でも少し発言等をさせていただいたのですが、一つ目は、先ほど来の24ページ目の需要に対する対策についてですが、一応技術開発動向や国内の普及状況に応じて、第四期間中でも随時認定ガイドラインの見直しをするチャンスはありますよということを、一応回答欄に入れていただいております。トップレベル事業所認定については、一応毎年認定のための委員会がございますので、そういった枠組みの中で最新の技術についても議論ができるという環境がございますので、そういったものが活用できるのかなと思います。こういうふうなデマンドレスポンスだけではないのですが、トップレベル事業所認定については、いろいろな様々な技術動向、できるだけ逐次事業者さんの努力に対して、ある程度技術的な判断は時間を置かずにできるのかなというところで、これもここで言っているということで、意見を反映してもらっております。

もう一つとしては、事務手続の簡素化というところが、皆様から意見をたくさんいただくということですので、そういうところを何とか今後も、マニュアル等の工夫も含めてやっていただくというところを強くお願いしている、ここでも再度お願いしたいところでございます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言の御希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一旦ここで堀江委員と遠藤委員から御質問や御意見をいただきましたので、事務局からお答えをいただけますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 堀江委員、遠藤委員、また高村先生ありがとうございます。まず、いただきましたデマンドレスポンスの評価に関してでございます。堀江委員がおっしゃったとおり、具体的な評価、デマンドレスポンスそのものの評価というのは、今回新たにIVの柱で設けました、この電気需要最適化で見るというのはそのとおりでございます。今考えている具体的な評価項目は、実はパブリックコメントのときに参考資料で御付けを

して、今、大きく分けて三つの項目でお示ししているところがございます。

一つ目が駐車場の ZEB 充電設備の導入といったような観点、それから、デマンドレスポンスに対応した設備の導入、三つ目が小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約ということになっています。

堀江委員がおっしゃった蓄電池云々といったところに関しては、二つ目のデマンドレスポンスに対応した設備導入といったところで評価をするということで考えてございます。具体的にどのぐらいのサイズでとか、どんな方法でというようなところをまさにガイドラインで今詰めているような段階でございますけれども、トップレベルの規模になりますと、例えば蓄電池というより、もはや蓄電システムということで、特注のような形でその事業所様に最も合う形で具体的に組んでやっていらっしゃるというのが通常でございます。ですので、そうした規模や要件といったものについて、まさに検討しているというところでございます。

委員が御懸念されているのは、そもそもそういうものが評価基準に入っているのかということかと存じますが、確実に入っておりますとお答えできますので、その点については御安心いただければと考えてございます。

それから遠藤委員のほうからお話ございました、デマンドレスポンスに限らず基準について柔軟に対応するということにつきましては、委員のほうからもフォローをいただいておりますけれども、トップレベルはどうしても技術的な部分の動きというのが一期の 5 か年の間にもございますので、そうしたところは事業所様の状況、あるいは技術開発の動向も見ながら、期中の追加というのでしょうか、そういったところについてもきちんと、頑張っている事業者様を評価できるような形で反映できるようにしていきたいと、これまでもそのようにしてきたつもりでございますので、引き続き頑張っていきたいと考えてございます。

音声が若干途切れてしまったところもあるのですが、遠藤委員から事務負担の軽減の御意見がございました。そちらについても、私ども今一生懸命考えているところでございます。先ほども少し御紹介をいたしましたけれども、まさに私どもが事業所様のところにお伺いをして、事業者様がどんな形でやっていらっしゃるかというのを踏まえた形でのやり方というものの工夫を重ねていきたいと考えておりますので、また引き続きアドバイス、御意見等もいただきながら詰めていければと考えてございます。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

今のお答えに対して、堀江委員お願いいたします。

○堀江委員 御説明ありがとうございます。IV-4 の中で読んでいくということで、蓄電池については承知いたしました。その部分、全く結構でして、参考情報としてお伝えしたいということが別途関連で思いついたので手を挙げたのですが、EV の充電設備、これも当然重要だと思うのですが、こちらに関しては、ビルのいわゆるオペレーショナルカーボンと



しては見るべきではないのではないかという議論がありまして、このビルのオペレーショナルカーボンとして充電機から出て行った電気の部分というのがカウントされてしまうと、オペレーショナルカーボンが増えた形になってしまうということなので、その部分は外して、ビルのエネルギー消費としてカウントしたほうがいいのではないかという議論が、GRESB の ZEB に関する定義といたしますか、議論のところに出ていているということをご参考情報としてお伝えいたします。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかにフォローアップの御質問、御意見、あるいは新たな御指摘等ございますでしょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 今の認定に関わる手続のところですけども、第三者認定機関、登録検証機関のほうもアップデートされていच्छゃると思うんですけども、ホームページを拝見すると、割とたくさんリストはあるけれども、該当する方が一体どのぐらいいच्छゃるのかとか、そこまで含めてどこまで理解すると事業者さんが取り組めるのかというところのフォローアップを、ぜひお願いしたいなと思いました。

と申しますのは、いろいろなところでスコープ3を含めたCO<sub>2</sub>の排出量の計算を第三者を入れてしてほしいという動きがあつて、かなり逼迫していたり、お願いしてもなかなかやってもらえないとか、どこにお願いしたらいいのかとか、人がいच्छゃらないとか、いろいろな課題が検証という業務の中にもあろうかと思つたので、検証機関さんに休止の方も入っていないかというところも含めていただけると、よりこのトップレベルに取り組む事業者さんにとってはとつつきやすくなるのではないかと思つたので、以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかの委員から御発言の御希望があるかお尋ねして、まとめて事務局のほうへお返ししたいと思います。ほかに御意見、御質問ございましたら手挙げ機能で教えていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局、先ほど堀江委員から参考情報、EVの充電設備を認定のバウンダリーに入れるかどうかの点についての情報提供と、村上委員から御意見をいただいておりますけれども、事務局からお答えがもしございましたら、お願いできればと思います。

○大谷総量削減課長 ありがとうございます。堀江委員から御指摘をいただいておりますEV充電器につきましては、キャップ&トレード制度では、いわゆる外部で使う自動車のエネルギーにつきましては、計量ができる場合にCO<sub>2</sub>の算定対象外としてございます。従いまして、そのEVでビルで充電した場合でも、外部で使用する場合につきましては対象外ということで、御指摘いただいた方向性とは合致をしていると考えてございます。

それから、村上委員から御指摘をいただきました検証に関することにつきましては、私どもも随時検証に関する手続の負担ですとか、検証機関の皆様とも意見交換をしながら制度の運用をしておりますので、そういった検証のニーズの増加も当然把握しているところですので、私どもの制度でも対応できるように引き続き取り組んでまいりたいと思つております。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。このトップレベル事業所の認定制度の改正案について、ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今三つに分けて御意見を伺ってまいりましたけれども、全体を通して御発言の御希望がございましたらお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 全体を通じてですけれども、これまでの計画期間、第三計画期間までは、削減するときに、建物の省エネなどですごく頑張ればよいという状態だったと理解しております。これが、やはり 50%の削減を第四計画期間で行おうとすると、どうしてもやはり再生可能エネルギーの導入をしっかりとしていかないと、省エネだけではなかなか難しいと。そこがたぶん事業者の皆様も戸惑われたり、どうしようかと考えられているところだと思うのですが、例えばヨーロッパですと、2020 年目標でニアリー・ゼロエネルギービルという定義をしていました。これは非常に省エネなビルの定義です。

一応この目標が、かなりの国で達成されたということで、最近使われている言葉は、ゼロ・カーボンレディー・ビルディングと言われています。ゼロカーボンレディービルディング。これは省エネをさらに進めるのですけれども、どういう要件があるかという、省エネとレジリエンスを向上させるのだと。非常に暑くなったり災害があるのでレジリエンスに対するものが重要だと。それからゼロエミ燃料、これは再生可能エネルギーに関わるわけですが、ゼロエミエネルギーを扱っていくのだと。それからフレキシビリティと言っています。

先ほどの議論のような柔軟性を再生可能エネルギーを使うためにどういうふうにして出すのか。国内では省エネ小委員会等で、日本独自の言葉ですが、DR レディー、デマンドレスポンスレディーという言い方をしています。蓄電池、あるいは EV の充電、エアコン、それからエコキュートみたいなものですね。こういう時間をずらして再生可能エネルギーを有効に使えるようなもの。フレキシビリティの考えが要ると。それから、既存建物ではないのですけれども、エンボディドカーボン、ライフサイクルのカーボンに対する項目、この 4 項目がこれまでのニアリー・ゼロエナジー・ビルディングから、ゼロ・カーボンレディー建築物になったときに必要だと言われております。

我が国の省エネ法の改正ですけれども、これもかなりこれに近い改正がされていまして、一つは今までの省エネですけれども、これまでは化石燃料を大切に使うという法律だったものが、全てのエネルギーを大切に使うということで、再生可能エネルギー、非化石エネルギーだから無駄に使ってはいけないという拡張がされたということ。

それから 2 番目に、各事業者において、国は原子力との関係で非化石エネルギーと呼んでいますけれども、非化石エネルギー、再生可能エネルギーの割合がどのぐらいかということが問われています。

3 番目に需要の最適化といわれていますけれども、これイコール、フレキシビリティ、柔軟性でありまして、国のエネルギー政策もそういった方向に進んでおります。今回の東

京都のものもそういうところを非常に盛り込んでくださっていますので、大変いいと思います。

省エネ法との関係では、あるいは建築省エネ法との関係では、この後の中小のほうでまた御意見は述べたいと思いますけれども、世界的なネットゼロに向けた方向に関して、大きなところで、次の壁が30年にありますけれども、それ以降を考えると、ここに書かれたことは非常に重要だという認識でございます。ちょっと感想に近いですが、高村先生、よろしいでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。これは国もカーボンニュートラルに向けて様々な法改正をこの間していきまして、特に省エネ法の改正は今回歴史的な大きな改正だと思っております。ちょうど田辺先生に御質問しようかと私が思っていたのは、今回の東京都の全体としての制度案というのが、国の省エネ法改正との間で齟齬がないか、あるいは留意しておくべき点がないかということ、実は御質問したいと思っていました。今お話を伺って、しっかり重要な点が、都の改正案の中に盛り込まれているということをお聞きしましたので、私自身安心をいたしました。

同じように、やはり国の制度、これも東京都の制度の中にもうまく反映をしていただいていますけれども、例えばバイオマスの持続可能性の基準というのを議論しているさなかであります。何をもちいてゼロエミッションに相当するバイオマスとして目標を達成するのに使えるバイオマスとして認めていくかという議論も、国の議論をうまく結びつけてくださっていると思っておりましたが、今後はやはり、細則も含めて見直し等も国のレベルで行われるときに、そうした点をうまく反映していただく必要があるかと思っております。

田辺先生、ありがとうございます。私がお尋ねしようと思っていたことにうまく答えていただけて、大変ありがたく思っております。

ほかにかがででしょうか。全体を通して、個別の点でも御発言、御質問、機会を失せられて今追加的に指摘が必要と思われる点がございましたらお願いできればと思いますけれども。よろしいでしょうか。

それでは、今、議事の(2)の2025年度以降のキャップ&トレード制度について御議論をいただきました。本日事務局からも冒頭ありましたし、私も申し上げましたけれども、これまでの検討会での議論とパブリックコメントを踏まえて、制度の改正案を示していただきました。

今日委員から、特に将来に向けて、あるいはさらに今後検討していったらどうかといった御示唆もいただいたかと思っておりますし、今回の制度案について、改めて確認をしていただいた点もあるかと思っております。しかし、本日の御意見を伺いまして、今回御提示いただいている事務局案について御異論は委員の間でなかったかと思っております。御異論がないという私の理解でよろしいでしょうか。もし御異論があれば、手挙げ機能などで教えていただければと思いますけれども。

< 「異議ございません」と発言あり >

○高村座長 ありがとうございます。それでは、今、御異議のお声、あるいは手が挙がっておりませんので、本日いただきました委員の皆様の御意見も改めて踏まえて、事務局でこうした方向で具体的な制度化を進めていただきたいと思います。このように事務局にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。異議がないということで確認をさせていただきます。

### **(3) 地球温暖化対策報告書制度の制度強化について (パブリックコメントの実施結果と制度改正案)**

○高村座長 それでは、議事の(2)は以上といたしまして、議事の(3)に移ってまいります。議事の(3)「地球温暖化対策報告書制度の制度強化について」です。

事務局から、御提案を御説明お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは、中小規模事業所を対象とします地球温暖化対策報告書制度の強化に関するパブリックコメントの実施結果について御説明をいたします。

本資料の構成でございますけれども、「1. パブリックコメントの実施結果(概要)について」「2. 中小規模事業所対策の最終案について」の2部構成としております。

まず初めに、1のパブリックコメントの実施結果についてです。

意見募集の概要でございますが、報告書制度についても、キャップ&トレード制度と同時に意見の募集を行い、13件の御意見について、個人を含む六つの事業者・団体の方から御提出をいただいております。意見に関する事項は、御覧の表のとおりとなっております。

続きまして、御意見及び都の考え方についてでございます。

1の制度概要につきましては、パブコメ案でお示したように、新たに省エネ・再エネの2030年の達成水準に基づき、事業者の方々が自ら作成した目標の達成を報告することについて、賛成との御意見をいただきました。

2の目標設定については、パブコメ案でお示したように、事業者の取組に関する公表の拡充に賛成との御意見がございました。

また、商業用途が中心のビルなどでは、省エネ対策については、テナントの協力が必要であり、都からもテナントに対して継続的な働きかけ等を行ってほしいとの御意見がありました。

さらに省エネの達成水準について、業種区分により達成の難易度が異なるため、業種区分の違いに考慮した制度運用をしてほしいとの御意見がありました。

これらの御意見につきましては、対策に向けた事業者間の協力、推進体制の整備について、引き続き報告・公表を求めることとしており、テナントビルでの継続的な取組を促進

してまいります。

また、省エネの達成水準につきましては、事業者の取組として、エネルギー消費量の2000年度比35%削減、または事業所の取組として、業種区分ごとのベンチマークを活用したエネルギー消費原単位の低減のどちらかを選択できるように現在検討しており、事業者の皆様が取組を進めやすい制度強化に取り組んでまいります。

3の主な報告項目につきましては、既存の建物の省エネ改修を促進するため新たに追加するという事で、省エネ改修年度を任意の報告ではなく、もれなく報告を求めるよう求める御意見がございました。

この御意見につきましては、今回の制度強化におきましては、取組状況の見える化の観点から、報告が望ましい項目について任意として追加をしています。任意の報告事項についても、事業者及び都により公表を行うことで取引先からの評価につなげるなど、積極的な事業者の取組を後押しをしております。

続きまして、4の事業者及び知事による公表につきましては、パブコメ案でお示したように、公表項目の拡充に賛成との御意見がございました。

5の事業者の評価については、優良事業者の最高ランクの名称について現行制度の名称の継続や事業者の状況等に応じて目標設定を行った上で、全ての事業者の評価・公表をすることが望ましいとの御意見がございました。また、優良事業者の評価における先進的取組について、エネルギーの面的利用を入れてほしいとの御意見がございました。

これらの御意見につきましては、優良事業者の評価がインセンティブとなるよう、対外的に分かりやすい評価基準や公表など、引き続き検討をしております。

また、先進的取組は、有識者の御意見等を踏まえながら、省エネに資する先端技術の導入などを設定することとしており、引き続き検討をしております。

6のカーボンレポートにつきましては、パブコメ案でお示したように、CO<sub>2</sub>削減、省エネ、再エネに関する3指標による拡充に賛成との御意見がございました。

7のモデルビル事業につきましては、パブコメ案でお示したように、脱炭素化モデルビル事業への改正に賛成との御意見がございました。また、認定されたモデルビルにつきましては、プレスリリースなどを積極的に発信することで注目されるようにしてほしいとの御意見がありました。

この御意見につきましては、2050年ゼロエミッションにつながる積極的な対策を実施している中小ビルを認定・公表していくことで、優良ビルの取組を後押しするとともに、中小ビル全体の対策の底上げを促進できるよう、引き続き検討をしております。

最後に、その他意見、質問として1件の御意見がございました。

これらのパブリックコメントでの結果を踏まえ、地球温暖化対策報告書制度の制度強化については、パブリックコメントでお示した案を最終案とすることを御提案いたします。対外的に分かりやすい評価や公表方法、先進的取組の選定等については、有識者の意見等を踏まえ、今後も引き続き検討をしております。

ここからは、パブコメ案と同様の制度強化の最終案の目次になります。最終案につきましては、特段の変更等ございませんので、ここでの説明を割愛させていただきますが、パブコメの結果と併せて、改めて御意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。私からの説明は以上です。

高村座長、どうぞよろしくお願いいいたします。

○高村座長 ありがとうございます。ただいまの議事の(3)について、地球温暖化対策報告書制度の制度強化について事務局から御説明をいただきました。こちらについて、御意見、御質問を委員からいただきたいと思ひます。先ほどと同じように、Zoomの挙手機能でお知らせいただければと思ひます。いかがでしょうか。

それでは、堀江委員、お願いいいたします。

○堀江委員 こちらの中小の報告書の制度に関しましては、コメントというよりも、結構賛成とかということもありまして、大きな反対意見というものはあまりなかったのかなというふうに理解しております。

その中で4ページの目標設定の中で、テナントの協力というのがなかなか難しいというようなコメントがあったかと思ひますけれども、テナントの協力を得られる一つのインセンティブのつけ方として、後のほうで脱炭素化モデルビル事業というのが出てくると思ひますけれども、ページで言うと、15ページでしょうか。ここで右側の下から3行目でテナント等との省エネに関する協働関係の確立状況等とか、こういうところに入っているのですけれども、一つの御提案として、オーナーさんだけでなく、テナント側も表彰するというのがやり方としてあるかなと思ひております。

事例としては、シンガポールにグリーンマークというグリーンビルの制度があるのでありますが、そこでパール賞、真珠賞というのをつくっております。内容としてはテナントとオーナーの協力関係に優れているということで両者を表彰するというような制度になっております。参考になるかと思ひますので、ほかでもあるかもしれないのですけれども、このテナントとの協力に対するインセンティブづけというのを考えていただけたらというふうに思ひます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願いいいたします。

○田辺委員 御説明ありがとうございます。パブコメ踏まえて、中身に対して特にそれを変更するとかいうことはないのですけれども、全体的に意見を言わせてもらいたいことがあります。都内事業所のCO<sub>2</sub>排出の内訳を見ると、1,200ぐらいの大規模事業所が約40%ぐらい、残りの60%が中小と呼ばれているのですけれども、今回の温暖化対策報告書の提出義務の中小事業所というのは、1事業者が3,000kL以上になっているので、実は事業者数は300切るぐらいしかないんですね、272とか。事業所は2万を超える2万2,000とかこういう数があるわけです。

まずは、ここが本当に3,000kLの仕切りでいいのかというのを私はちょっと疑問に思っ

ているところもあって、将来的にはやはり省エネ法でいう事業者の 1,500kL という値を事業者に対しては使う必要があるのではないかと、これはもうずっと会議の時から申し上げてきたので、今後に向けてです。

どうして申し上げるかという、都内のカーボンーフとか、それ以降の脱炭素を実現しようとする、この中小規模事業者の取組が極めて重要になるわけです。新築対策というのもありますけれども、大規模はキャップがかかっていますけれども、中小の方々が、例えば改修をしてもらえるのかとか、設備機器を入れ替えたときに、高効率のものに入れ替えていただけるのか、ここが実は非常に重要だと思います。

今回、カーボンレポートのラベルを CO<sub>2</sub> だけではなくて、CO<sub>2</sub>、省エネ、再エネと同じ統一ラベルをつくっていただき、大変高く評価をしています。本来は、例えばヨーロッパにあるような EPC のように、これで例えば下の階のランクのものは賃貸がなかなか難しいですよとか、改修しなければいけませんよと、耐震診断したようなことに活用されていくというのは非常に望ましいと思います。

ぜひ、こういう統計値を出さないとテナント側が借りないとか、あるいはお店に貼ってくれるとか、デザインとかにもよるとも思いますけれども、極めて重要な部分であります。東京都はデータもお持ちなので、この部分から、東京都の中小規模と言っていますけれども、事業者としては大きなところが多いので、しっかり対策ができるといいなと思います。今回のラベルは非常によろしいので、お店にこのマークがないとみんなが買物に行かないよとか、オフィスに入らないよとか、そういうようなものにつながっていくといいかなと思っております。全体的な意見ですみません。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは大野委員、その後、村上委員お願いいたします。

○大野委員 意見を申し上げようかどうかと思ったのですが、今、田辺委員が言ったことに触発されたのですが、今回の改正案としてはこれでまとまってよかったかと思えます。ただ、本来はもう少しこの中小企業事業者については、まさに田辺先生がおっしゃったように、事業者で見れば大規模なところも相当入っているわけですから、本来はもう一段階厳しいというか、踏み込んだ改正があってもよかったのかなとは思っています。

ただ、東京都全体の取組の中では、新築住宅への住宅メーカーへの太陽光発電義務づけ制度等もやっておられたので、なかなかこの中小規模事業所のほうの大きな制度改正まで一緒にやられるのは難しいかなと思って、私もあえて申し上げなかったのですが、まさにこれから 2030 年の削減を目指していくわけですが、その後の 2035 年というのも大きな削減が必要だということが見えてきました。そうすると、やはり本当に大規模事業所、中小規模事業所を含めてさらに踏み込んだ対策が必要になっていきますので、今後のタイミングを捕まえて、本当にそういう大きな削減に必要な制度がどうあるべきかということについては、都でもぜひ積極的な検討をしていただきたいと思います。ということで、意見を申し上げました。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、続いて村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私もこの制度の改正としては今回のご説明のとおりでよいと思っております、先ほどの田辺委員のお話とも少しつながるところですけれども、今後、より中小規模の事業者さんに、こういったものについて御理解いただくということは、先ほどのテナントさんがなかなか理解されていないというようなお話ですとか、やはり二極化というのがいろいろなところで起きていることを踏まえると、実際に実量として減る温室効果ガスの量はさることながら、やはり1万社会社があれば1万人社長さんがおられて、でも1万人の有権者がいるということでもあろうかと思っておりますので、やはり裾野を広く知っていただくというのはすごく大事ななと思っております。

その際に、例えば今回新しくこんな報告項目になりましたということについて、やはり中小企業さんを相手にしている都内の金融機関ですとか、こういうものを基にを使って、オリジナルの商品をつくって、このまま使うということは恐らくきつくないのだと思うのですけれども、もっと簡単なものにとか、お客さんに沿って、金融機関に実際に自分たちで考えてもらうようなアプローチですとか、その辺は直接この制度の対象ではない方に対するということにはなると思うのですけれども、拡張するようなアイデアとして考えましたのでお話しさせていただきました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。では、一度ここで事務局にお戻ししたいと思います。堀江委員、田辺委員、大野委員、村上委員から御発言をいただいておりますので、もしお答えいただけるのであれば、事務局からお願いできますでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 御意見ありがとうございます。まず堀江委員のほうから。テナントの協力は難しいけれども、インセンティブづけということで、シンガポールの制度について御紹介をいただきました。今後は、脱炭素化モデルビルの実施に向けて検討していきますので、脱炭素化のいろいろな段階に応じて、テナント側、オーナー様側みたいな両方がウインウインの形になるように評価をしていけるような検討を引き続きしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

それから、田辺委員のほうから、今回途中の議論でもございましたけれども、3,000kL以上という事業者の義務提出の閾値についての御指摘をいただいております。省エネ法の1,500kLというところもございまして、今提出いただいていない、参加されていない、要は業務・産業部門のCO<sub>2</sub>の35%を出している部分の実態というのを把握しながら、制度の強化というのを引き続き検討していく必要があるかと考えてございます。そのため、今後の調査などを検討してまいります。

それからカーボンレポート、今回、先生方のいろいろな御指導もいただきながら、低炭素ベンチマークだけではなくて、CO<sub>2</sub>、省エネ、再エネと3指標で今後活用していくということを、制度の強化ということの中心に据えていくわけでございますけれども、こちらの



ほうも、ぜひラベルを活用していただけるようにいろいろ工夫をしていながら、制度の詳細を今後詰めていきたいと考えてございます。

それから、大野委員からも御指摘がございましたように、中小規模事業所の対策として、今回の制度強化の詳細検討ももちろんそうなのですが、2035年、2040年、2050年を見据えながら、次の制度の強化についても検討していきたいと考えてございます。

最後に村上委員から、こういった中小規模事業所の対策について、広く御理解をいただきながら、御協力をいただきながら対策の実効性を持たせていくためには、御指摘のように中小規模事業者をよく御存じの金融機関さんですか、そういった方々にも御理解をいただきながら、協力いただきながら、制度のほうを広めていくことも重要なことと考えてございますので、こちらのほうも工夫をしながら、制度の運用を進めていきたいと思っております。

雑駁ではございますけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。今、事務局からお答えをいただきましたけれども、フォローアップの御質問、御意見、あるいはほかの論点も含めて、この議事の(3)について御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら教えていただければと思います。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 中小についても、もう少し踏み込んでいいのではないかという御意見が皆様から出まして、若干こちらの補足という感じなんですけれども、恐らく都の方も御存じだと思うのですが、ニューヨーク市におきましては、Local Law 97 というのがありまして、削減義務が課されている、2024年まで何十パーセント減で、2030年に向けてこれが厳しくなるというものが課されているのですけれども、これが2万5,000sq/ftということなので、平米でいいますと2,500平米より小さいということになりますので、かなり小さい物件まで課されているのですね。

1,500kL といいますとざっくりいうと大体2万平米ぐらいかと理解しておりますので、それよりも10分の1ぐらい小さいものまで削減義務の対象になっているというような、海外ではそういうような状況だということも踏まえて、だんだんに今のキャップ&トレード制度の対象の、キロリットルなのか、平米なのかというのはありますが、それをもうちょっと小さいところまで下ろしていくとか、そういうところも含めて総合的に御検討されたらよろしいのかと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 すみません、同じようなことを言っているのですけれども、先ほどの義務提出業者の中にコンビニとかレストランとかオフィスとか、商業系のビルとかがあるわけです。ぜひ、ラベルを活用していただいて、例えばスターがついているようなレストランだったら、このマークの最上等級がついていないと、もうみんな行かないんだよとか、何かそういうムーブメントがあると世の中がすごく変わると思うんですね。

ですから、ぜひ表示を、私は実は大変これに期待をしております、堀江委員がおっしゃるような任意のところも出せるわけなので、そういったものを普及していくというムーブメントが、ぜひ東京で起きるといいかなと思っております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、堀江委員、田辺委員と御発言いただきましたけれども、その前にいただいた御議論を踏まえて、今回この改正案について異論はないけれども、この案をより実効的に、あるいは将来に向けてさらに実効的な排出削減を生み出す、そういう制度にしていくためにということで、堀江委員からはニューヨークの事例を、田辺委員からはインセンティブをつけていく、義務というやり方と同時に、ラベリングの御示唆をいただきました。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私も、皆様の御意見を伺った後の簡単な感想ですけれども、東京都では、新築のマンションに対してマンション環境性能表示制度というのをいち早く立ち上げられて、それを民間がいろいろ活用して金融機関が低金利な住宅ローンを提供するとか、そういったラベルの性能が高いものに対していろいろな設備関連等の企業さんが安くサービスを提供するとか、そういったものを促していました。けれども、残念ながら金融機関の低金利に関しては、この20年、国全体がずっと低金利だということもあってなかなかそういったインセンティブはなかなか有効に効かなかったり、省エネのインセンティブについても、今まではエネルギーコストが電力の単価が安いということでなかなか進まなかったのですけれども、今後社会的にいろいろな情勢が変わってきて、生活としては苦しいのですけれども、それに対して環境をプラスすることによって、少し皆さんの助けになるとかそういったサービスがいろいろ出てくるのではないかというような期待は今感じています。

そういう意味では、東京都はそういうところをビジネスの人といろいろなタッグを組んで仕掛けるのが得意というところもあるので、今後はそういうところもいろいろやっていくというところが少し光としては見えてくるのかなと感じております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御発言希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。今、堀江委員、そして田辺委員、遠藤委員から先ほどもありましたインセンティブをつけていく方法、より実効的な対策に向けたサジェスチョンをいただきましたけれども、事務局から何か御回答はございますか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。中小規模事業所につきましては、今回の改正に甘んじることなく、しっかり対策を実効性を持って進めていくようにということで承りました。堀江委員からもニューヨークの大変参考になる事例を教えていただきまして、こういったことも踏まえながら検討していきたいと思っております。

あと、田辺委員におかれましても、こういったせつかくつったラベリングとかそういったものを、インセンティブとして活用して、そういった意味でしっかり、対策をしていただいた事業者様の後押しになるような形で今後デザイン等も検討していきたい、評価の

ほうもしっかりしていきたいと思っております。

遠藤委員のほうでも、いろいろそういった有効に対策が打てるビジネスとうまく組んで、連携しながら、いろいろなところで先例にとらわれずに工夫をしながら、今後取組をどんどん後押しできるような形で制度のほうも、評価のほうも進めていきたいと考えてございます。引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御発言の御希望はございますか。もしないようでしたら、ただいま御提案をいただいた議事(3)地球温暖化対策報告書制度の制度強化についてですけれども、先ほど先生方の御発言を聞いて申し上げましたが、基本的に今御提案をいただいているこれまでの検討会での議論とパブリックコメントを踏まえてお示しいただいた改正案について、御異論はないと承りました。

むしろ委員の皆様からは、ここに甘んじることなく、いかにこの制度を展開していくか、これは今決めたことを実際に取組を強化するというを現実のものにすることも含めてですけれども、むしろ東京都のほうにエールといたしましょうか、頑張れとお声がけをいただいたというふうに思っております。

そういう意味では、この検討会として今御提示いただいております事務局からの改正案について異論はないということによろしいでしょうか。

< 「異議ございません」と発言あり >

○高村座長 ありがとうございます。それでは、ただいまお声がけいただきましたけれども、事務局から御提案をいたしました事務局案について、異論はなしということで、事務局でこれを基に具体的な制度化をしっかりと進めていただきたいと思います。そのような形でお進めいただければと思います。

以上、本日用意をしている公式の議事は以上でございますけれども、何か全体を通して御発言の御希望はございますか。少し早く進行しておりますけれども、今日は第7回の検討会が一つの区切り、これまで先生方と時間をかけて制度検討してまいりましたけれども、先生方と一堂に会して議論をする場は恐らく最後になるのではないかと思っております。

そういう意味で、今、全体を通して何かと申し上げましたけれども、もしよろしければ、先生方からこの間の検討会の検討を踏まえて、御感想、あるいは御意見、さらにはもう既に議論の中でもいただいておりますけれども、今後都としてどういう形で進めていくか、今後の展望などについて、もしよろしければ、委員の皆様からお一人ずつ一言ずついただけないかと思っております。

そのような進め方をさせていただいてもよろしければ、最初に、本日残念ながら御欠席でございますけれども、諸富委員から、事前に今の趣旨で最後に一言というのを事務局がお預かりいただいていると伺っております。諸富委員からの御意見について、事務局から代読をお願いしてもよろしいでしょうか。

○事務局 それでは、諸富委員より「専門的事項等検討会の最終回に当たって」というタイトルで文書をいただいておりますので、事務局よりただいまより代読させていただけれ

ばと思っております。では、代読させていただきます。

「残念ながら最終回に出席できないため、この紙面でもって、最終回にあたっての発言に代えさせて頂くことをお許しください。

この委員会に参加させて頂いてもっとも痛感したのは、キャップ&トレード制度が、制度参加者たる事業者の皆様様の積極的な姿勢、そして熱心な活動によって成り立っているという当たり前の事実です。本検討会で設けられた意見表明の場や、パブリックコメントの結果を通じて、事業者の方々が本制度に対する熱い想いに接し、また皆様様が真摯に本制度に臨まれ、それゆえ様々な改善点について積極的に提案されているのを目の当たりにして、強く印象づけられた次第です。

この委員会では第四計画期間に向けて、様々な制度／ルールのあり方を検討してきました。最終案は、国際的にみても高水準で、とりわけ既築ビルの脱炭素化をリードするものになっていると信じていますが、その成否はまさに、本制度参加者の皆様様の肩にかかっています。

第四計画期間は、50%の削減義務率という前例のない目標にチャレンジすることになります。ひょっとすると、事業者の皆様にはその厳しさに戸惑いがあるかもしれません。しかし地球が『沸騰』しつつあるいま、私たちは2030年にカーボンハーフ、そして50年にカーボンゼロを東京で先駆的に実現することの重要性を、あらゆるステークホルダーの皆様と共有したいと思います。

新しいキャップ&トレード制度が、この目標を実現する上で不可欠な政策手段となることはもちろんのこと、それが同時に、東京都と制度参加者の皆様と間でのコミュニケーションを活発化させ、目標実現に向けてよりよいパフォーマンスが引き出されることを期待しております。そしてそれはもちろん、コストをもたらしますが、他方で将来、確実に制度参加者の皆様様の競争力を強化することにもつながると確信しております」

以上が諸富委員からの文書で、事務局側で代読させていただきました。ありがとうございました。

高村座長、よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

では、先生方のお手元にあります委員名簿の順に、恐縮ですけれどもお願いをしようと思っております。

それでは、まず遠藤委員、お願いできますでしょうか。

○遠藤委員 ありがとうございます。このような場で発言の機会をいただくことができ、誠にありがとうございました。今回の改正案のような非常に急激なレベルアップができるというのも、今の諸富委員の意見にありましたように、キャップ&トレード制度を早くから取り組んできた東京都と事業所さんの忍耐強い努力の結果だったと非常に強く感じております。

今回の改正では、再エネの議論が中心でしたけれども、私からは当然ながら省エネに対

してもさらに取組が進むことを期待しております。そのためには、建物の高性能化と最適な状況で運用できるということが望まれているので、コミッショニング、それからチューニングへの投資もぜひとも今後広まってほしいと感じております。

今回トップレベル事業所制度の改正も議論されていましたが、私個人としては、これからは削減のプレッシャーがさらに高まるので、削減義務率の軽減といった形でのインセンティブが一層難しくなるだろうというところと、都全体にキャップがかかっている以上、特例の存在というのが、都全体で全員で頑張っていこうという機運の妨げになりかねないという懸念もあるので、制度そのものの地盤に対しては非常に危惧をしておりました。実際にキャップがかかっていない部門に対する不公平感というのも、事業者さんのほうから意見として出ていたと思います。

加えて、世の中の進展に伴って履行手段なども増えてくるので、制度としてはよりシンブルな方向に枠組みに進んできているということを感じて、今後も期待をしております。

一方、私がかかわっておりましたトップレベル事業所の制度の見直しでは、第四期以降のインセンティブとしては、超過削減量の上限撤廃というのが入っておりますので、事業者さんの削減努力と施策の方向性というのが一致してきたと感じている次第です。

一方、補助金といった経済的インセンティブも、実際にそれをする事で CO<sub>2</sub> 排出が減りますので期待できると同時に、削減義務を負わない主体に対しても、都が補助金というツールを提供するというのであれば、税というところで間接的にみんなから、都全体から間接的に負担が行くということなのかなと理解をしております。

今後補助金がより有効に活用されるように都にさらに積極的に事業者さんとコミュニケーションを取っていただいて、制度の柔軟な見直しを図りながら、特に人的な意味で省エネ設備等の導入支援とか、運用改善の支援に力を入れていただくとありがたいなということと、これまでの歴史を通じて使いやすいベンチマークを提供していただけると、またさらにありがたいと感じております。ありがとうございます。

○高村座長 遠藤委員、どうもありがとうございます。

それでは続いて、大野委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○大野委員 ありがとうございます。冒頭に事務局から、これまでの検討経過の御説明がありましたけれども、改めて見ると、去年の9月から始めて7回やってきたわけです。この間に、政府ではGXの基本方針が決まってくるということもありましたけれども、何と言っても3月にIPCCが第6次の統合報告書を発表して、2035年までGHCで60%、CO<sub>2</sub>で65%削減が必要だと出したと。4月、5月のG7サミットでもそれを受け止めて、先進国の中ではそれが共通目標に事実上なったということもありました。

一方で、客観的な気候変動、気候危機の進行という点では、国連のグテーレス事務総長が最近、地球温暖化の時代は終わって地球沸騰化の時代になったという発言をされましたけれども、まさに7月がこれまでで最も暑い7月になったということもあります。そういう中では、客観的な事実が進む中で、本当にこの東京都の制度がその時代にふさわしいも

のようになっていくのかということ問いながら検討してきたということかと思えます。

もう少し長い目で振り返ると、15年前、2007年にキャップ&トレード制度を初めて議論をして、2008年に条例を制定して2010年から実施をしてきたわけです。そのときには、最初の第一期というのは、削減義務率7%ということ提起して、それでも大変いろいろな議論があったわけですが、今回先ほどどなたかがおっしゃったけれども、もう50%という提起をさせていただきました。

ですから最初から考えると、当時は考えることもできなかったような高いレベルの削減をお願いしているのですが、これは一方で、客観的にそういうことが必要になっているということでもあるし、またそれを実現し得るような再生可能エネルギー、省エネルギーの技術が発達してきたということだと思います。

何よりも同時に、この15年間、制度の実施をしっかりと支えてこられた事務局の方の努力もあるし、何と言っても最大に大きいのは、制度に参加していただいた事業者の皆さんの努力がずっと続いてきたということだと思います。

これで制度の案が固まってきたわけですが、これで終わりということではなくて、これをしっかりと実行して2030年までの目標を達成すると。その先には、さらに2035年目標があることはもうはっきりしているわけですから、この制度を有効に生かしていただいて、本当に高いレベルでのエネルギー効率化と再生可能化が進むように、ぜひ今回はしっかりした運用をお願いしたいし、事業者の皆さんには、また積極的な御参加を期待したいと思います。皆さん、本当にどうもありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございました。

続いて、堀江委員、お願いできますでしょうか。

○堀江委員 ありがとうございます。今回本当にかかなり1年近く議論に加わらせていただきまして、本当に皆さんで議論をして、取りあえず2030年に向けてというものは、皆様が納得できるいいものができたのではないかと考えております。

最初に田辺先生もおっしゃいましたけれども、今回はまずはやはり省エネが大事ということは大前提の上ですけれども、再エネの部分、実排出係数だとか、そのあたりを入れることができたということ。それと、再エネについて追加性があるものとなないもの、この議論がしっかりできてインセンティブに差をつけるという仕組みができたこと。このあたりが世界のネットゼロエミッション、ネットゼロエネルギーからネットゼロエミッションに議論が移っておりますので、その議論に平仄を合わせることはできたということは、非常によかったと思っております。

中小の報告書制度につきましても同様でして、これも既にお話が出ていますけれども、エネルギーとCO<sub>2</sub>の両方、さらに再エネを入れると三つのベンチマークというところができることになったということは、非常によかったと思っております。

ちょっと今後の参考とか課題といったことをこの後お話しさせていただければと思うのですが、まず参考情報として、何度か申し上げますように、GRESBなどいろいろな国

際的な場でもネットゼロビルの議論をしているわけですが、その中で、単体のビル、ここ  
でいえば事業所と、それからポートフォリオとか会社全体、事業者のネットゼロの要件と  
いうのはちょっと違って考えてもいいのではないかという議論が出てきております。

具体的に言いますと、事業所については省エネ+オンサイト+追加性があるオフサイト  
の再エネまでという方向に落ち着きつつあるのですけれども、当然それだけではネットゼ  
ロにできない物件というのも出てきますので、会社全体、事業者としては追加性がない再  
エネであったりとか、場合によっては信頼性が高いクレジットというものを一部使っても  
いいのではないかという議論が出てきております。クレジットの部分は非常に議論が分か  
れるところなので何とも言えないところはあるのですが、クレジットによるオフセットに  
ついては、今世界で大きな二つのボランタリーなクレジットについて、ルールをつくって  
いこうという団体が統合する動きになっています。

ちょっと名前を言ってもしょうがないかもしれないのですけれども、舌を噛みそうです  
が、ICVCM という団体と VCM I という団体があるのですけれども、この二つが統合して信頼  
性の高いクレジットに関する要件をつくっていくという方向になっておりますので、この  
あたりの議論も参考にさせていただいたらいいかなと思っています。

それから、2035 年に向けてというところに残された課題というのは、本日あまり議論が  
出ませんでしたけれども、これまで散々議論に出ましたガスを使った、コージェネを含めた  
ガスですとか地冷、こういった電化が難しい部分を長期的にどうネットゼロに持っていく  
か。この部分については、今回 2030 年までというところまでは、正直なかなか議論が深め  
られなかったかなと思っております、今後の大きな課題かと思っております。

それからもう一つだけ。何回か前に申し上げたクレジットの価格の点です。こちらにつ  
きましても、東京都のクレジットの取引価格というのは、相対取引だとは理解しておりま  
すけれども一つの指標になるということがありますので、IEA のネットゼロ 2050 年のシナ  
リオ、2030 年では先進国では 140 ドルといったようなところが想定されております。2050  
年はたしか 250 ドルだったと思います。140 ドルは今の為替ですと 2 万円ぐらいということ  
になりますので、相対取引とは言っても、その指標性を考えて過度に低い価格にならない  
ような、こういった工夫というところも必要になってくるかと思っております。

最後課題を申し上げましたけれども、本当にこれまでいろいろ議論に加わせていただ  
きまして、どうもありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございました。

続きまして、田辺委員、お願いできますでしょうか。

○田辺委員 どうもありがとうございます。まず私は、普段建築をやっていますので、建  
物がどんなふうに変わっていかないといけないかということをよく考えているわけですが  
けれども、ここで議論されていることを事業者の方が聞くと、規制が厳しくなって大変だと  
よくおっしゃるのでけれども、私は今週海外から来た方とお会いして、不動産価値みた  
いなことを伺うと、CRREM のようなネットゼロにするためのパスウエーに乗っていない不

動産は相当に厳しくなりそうだと。あと金利が上昇してきているので、環境評価の悪いビルに関しては相当厳しい状態になっていると。

ニューヨークとかもかなり空室率が上がってきて、そうすると、借り手市場になってきますから、借り手市場の会社がどういうところを選ぶかといったときに、キャップ&トレードなどで進んでいる企業ですとか、中小事業者の方々は、たぶん都内においてもそういったものを選んでいく。逆に言うところあるビジネスの方向性みたいなのを、今回は削減義務ではありますけれども、示しているのではないかとやはり思っております。

一部の不動産事業者の方は、例えばかなり早く再エネ投資をされて、たぶん今年、来年ぐらいに建物に供給するエネルギーを全部再エネにできるようなところもあるわけです。当時はそういったものは「本当ですか」なんていう話であったのが、やはりこういう議論や東京都の取組によって動いていくということは非常にありますので、これは東京が生き残っていくための大きな戦略なのです。その中で事業者によっては過度に厳しいとか、あるいは将来的にどうしたらいいのだということがあるので、そういう御意見を今回非常に吸い上げていただいてここまで至っているのではないかと思います。

今後、我々はさらに大変だと思います。ヨーロッパの国々の中には、1kWh の電気の CO<sub>2</sub> 排出量がもう 50g とか、40g とかしかないものが出てきています。それが東京だと 400~500g あるわけですから、こちらは高村先生も中心として、国のほうにもう少し我々のベーシックなエネルギーの脱炭素化を強力に推し進めていただかないと、日本にいたることがかなり厳しくなる。

そういう意味では今回東京で再エネのこういう需要があるということをつくり出していたので、それによって投資が生まれていく。環境配慮はもちろん重要ですが、まあ 13%しか自給率がない国ですから、なるべく東京で使っているところで少ないエネルギーで、なおかつ再エネも東京の中でできるものはやっていくと。そういったことが非常に、実は日本が生き残っていく一つの道なのかなと思います。

東京でお金を出してバンバン買う再エネもあるとは思いますが、結局そういったものは、実は日本のものづくりに回さないといけないのです。ものづくりの方々にはそういった脱炭素のエネルギーは必要ですので、東京が頑張れば日本全体のものづくりもたぶん頑張っていけるのだなと思っております。

事業者の皆様にも私も非常に厳しいことを言っているようで申し訳なかったのですが、日本の将来を考えると、不動産を考えると、今回の議論のような方向をみんなで目指していくことこそが、東京の魅力を保ち続けるということではないかと思っております。長くなりました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

続きまして、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。私自身これまで検討会を通じて非常に学ぶことが多かったなという実感がございます。皆さんがおっしゃっていたことですが、東京都



の環境政策に対して対象となった事業者の皆様が、しっかり省エネを行って義務を達成してこられたということ、あとキャップ&トレードというトレードの部分に着目されがちだとは思いますが、しっかりキャップというところのメッセージが浸透してきた歴史をお持ちであるというのが大変すごいなと思いました。

トップレベル事業所の認定制度でも、地球温暖化対策報告書制度でも、やはり制度を理解して必要書類を提出するという仕事を精緻にしてこられた企業の担当者の皆さんですとか、恐らく個別に助言をしてこられた都の担当者の皆様の仕事の完成形なのだろうと思いました。

こういった仕事というのは、一般的にはやはり一企業の中ではどちらかというと地味なというか、ビジネスをすることによって使わざるを得ないエネルギーをどうやって減らしていくのかといったようなことであったり、それを記録して対策を講じて効果を見ながら次の取組に生かすというのは、やはり恐らく本業ではないけれどもやっているというケースが多いと思うのです。

ただ、本当にそういったことをきっちりやることは、いろいろな意味で競争力の源泉になっていくという今日のお話でもあったと思いますので、最近ではいろいろ IT ツールができて、恐らく計測などは相当便利にできて、これまで以上に人手をかけずにできていくことだと思うのですけれども、データが示唆するところをちゃんと活用するという仕事自体、これはやはり 22 世紀に向けてますます重要になっていくのではないかと思います、大事にしたい仕事というような観点でもあるのかなと思いました。

一方で、私、当初から一つの制度としての美しさ、完成というのと、都の環境政策全体であったり、やはり都がリードすることで日本全体がどんなに良くなるのかなというところを気にしながらお話を伺うことが多くて、その点で申し上げると、やはりクレジットは対象外だという、省エネが大事なんだからクレジットは一旦置いておくというこの信念は、これまでは有効だったと思うのですけれども、例えば森林カーボンクレジット、吸収だけは、国内のものを見ていくことの是非とか、先ほどのように、自分でやることはなかなか追加的にならないような中小規模の、意外と排出量が少ないような方々にとってどうやって貢献できていくのかというチャンスを広げるということでもあろうかと思いますので、いまいちどバイオマスエネルギーの供給元になり得る、日本の山をどうしていくのかということ、こういったことを東京都から発信していかれるというのも、今後期待としては持ちたいなと思いました。

同じく人口減少とか働き方の変化といったようなことについても、東京だけ増えていくということはないでしょうし、いろいろな意味で、縮小していくことのインセンティブと言いましょうか、この制度の対象ではなくなったのだけれども、うまく縮小して行って成功しておられるビジネスであるとか、何か制度の周辺部でうまく縮小したりとか、働き方が柔軟になっていくこととの接点で、こんな成功事例があるということも見せていただくといいのかなと。

今、既存物件をどれだけ脱炭素にしていくかというところにフォーカスが当たっている部分だとは思いますが、その周辺部にも今後も目を向けていただくと、人口減少といったことに対するどうしていけばいいのかということも同時に、この脱炭素と一緒に答えを皆さんが見たい、希望を感じたい分野かなと思いますので、その点もぜひ今後の期待と思ひまして、申し上げさせていただきます。以上です。

○高村座長 村上委員、ありがとうございました。

今、一巡委員の皆様からお話をいただいて、私も何か申し上げようと思ったのですが、もうほとんど言うことがなくなりましたけれども、まず最初に、今回第四計画期間の制度の検討をいただいて、本当に専門性のある委員の皆様にご議論を助けていただき、貴重なインプットをいただいたことで、こうした第四計画期間に向けた制度の基本的な骨格というのをしっかりつくることのできたのではないかと思います。

もちろん今日もそうですけれども、事務局の専門性も非常に高く、しかも事業者の皆さんと丁寧に話をさせていただいて案をまとめていただいたということに、改めて、委員の皆さんと、そして事務局の皆さんに、お礼申し上げたいと思います。

それこそ大野委員がいらっしゃるところで恐縮ですが、2005年から排出量の報告を始められて、2010年から取引制度を始められて、東京都は、ここ20年にわたって気候変動対策の日本の中でリーダーシップを取っていらした自治体だと思っています。

その中でも、私は第三計画期間も制度の議論に関わらせていただきましたけれども、ここ数年を見ても、やはり本当に格段に取り巻く状況が変わってきたなと思っています。一つは、これは大変残念なことですが、先ほども大野委員でしたでしょうか。この7月の異常な暑さ、これは日本だけではなく世界的に、それから、気温の上昇に伴っての豪雨、特に西日本地域で大きな被害が生じていますけれども、残念ながら、過去に気候モデルを使って予測をされていた気候の変化、気温の上昇の傾向と同じような形で事態が進行しているということが、この7月の特に異常な暑さを機会に指摘されています。

これは見方を変えると、私たちの命と健康に直結するようリスクとして、私たちの二酸化炭素を排出する経済の在り方、社会の在り方がリスクを及ぼしているということだと思います。この認識は、日本はまだまだ認知度が低いといわれますけれども、それでも随分ここ数年この認識は変わってきたように思います。

それともう一つは、これも田辺委員ほか御指摘になったところだと思います。諸富委員もおっしゃったかもしれませんが、今回この15年、20年にわたった排出量取引制度の中でも非常に大きな削減の水準を求めるそうした制度になっていると思いますが、しかしここ数年の変化は、そうした排出をしないで事業ができる、あるいは建築物について、田辺委員や堀江委員もおっしゃいましたけれども、排出をしない建築物の価値ということがしっかり評価をされるようになってきていると思います。

まだまだだというふうにも思いますけれども、しかし間違いなく数年前と比べると、排出をしないで事業ができること、排出をしない建築物の価値ということが市場の中で、制

度の中でももちろんですが、市場の中で評価をされるようになってきていると思います。

そういう意味で、今回の第四計画期間、そして東京都のそれに関連する施策というのは、単に目標を達成するためにお願いをしているのではなく、東京都民の命と健康を守ると同時に、東京都に住んでいらっしゃる、事業を営んでいらっしゃる皆様の企業活動の価値、そして同時に建築物の価値をあらかじめ誘導して高めていくという、そういう制度であると思っております。

今後の課題はもちろんあって、東京都さんに環境基本計画や環境審議会でもお願いしているところでもありますけれども、2050年ネットゼロ、カーボンニュートラルというのは都の目指していらっしゃる目標でもあると思いますけれども、それに向けて2035年、2040年をどういうふうに通っていくのかということ、これまで東京都がされてきたように先を見て政策を考えていくということが必要だと思います。

もう東京都の皆さんはよくよく御存じ、分かっていることですが、制度をつくって実際に皆さんと一緒に取組を進めていくのは時間がかかりますし、そのためにやはり中長期のこうした視点を持って取組をしていただきたいと思っております。今日の議論も、そういう観点から具体的にもう少しこういうところをやってという御意見が委員から出たと思っております。

もう一つは、そういう意味では、今、気候変動対策は、都市の、東京都の魅力を高める経済活動の場としても、そこにある不動産の価値を高めるという施策だというお話をいたしましたけれども、裏返して言いますと、都市が実際に排出をしている、あるいは都市が消費をしているモノやサービスに由来する排出量、世界の二酸化炭素の排出量からしますと7割方が都市由来であります。そういう意味では、これは言い方を変えると、東京都がどのような施策を取られるかということが、日本の、そして世界の排出量を決めていくような、そうした責任のある立場に、東京都、そして東京都の施策はあると思っております。

東京都は改めて、私も都民ですけれども、1,400万人、日本の人口でも10%を超える人口を抱える皆さんが住んでいらして、その中で、行われる様々な営みについて、都がやはり都民の幸せと同時に、都の中で行われる活動に由来するその外側の社会や経済の在り方にも影響を与える、そうした都の責任、東京都の責任ということをぜひお考えいただいて、さらなる対策の強化、あるいは今回のまずは具体化かもしれませんが、お願いをできればと思っております。

大変貴重な専門性を持った委員の先生方に支えられた検討会ありがとうございました。委員の先生方、そしてそれを本当に真摯に支えていただいた事務局の皆さんに、改めてのお礼を申し上げて、最後の挨拶としたいと思います。

以上で一巡の発言を終えましたので、これで予定をしていた議事は終了したいと思います。昨年9月から本当に多くの時間を割いて検討いただきましたこと、お礼申し上げます。

それではここで、進行を事務局にお返ししたいと思います。

それでは事務局、よろしく願いいたします。

○大谷総量削減課長 高村座長、ありがとうございました。また、委員の皆様方には、最後にいただきました講評も含めまして、大変貴重な御意見ですとか、新たな視座をいただきまして誠にありがとうございました。

本日御説明した内容につきましては、委員の皆様から御了解をいただきましたので、今後各制度の改正に関する最終案につきましては、改めて公表させていただきたいと考えてございます。

### 3 閉 会

#### (1)東京都あいさつ

○大谷総量削減課長 最後に専門的事項等検討会の閉会に当たりまして、東京都環境局気候変動対策部長の荒田より御挨拶させていただきます。

○荒田気候変動対策部長 ありがとうございます。紹介ありました東京都環境局の荒田でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、この検討会に御参加、御議論をいただきまして、心より感謝申し上げます。この検討会は本日が最終回となりますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この検討会は昨年 9 月に始まりまして、2050 年の「ゼロエミッション東京」、それから 2030 年の「カーボンハーフ」を見据えて、キャップ&トレード制度、それから地球温暖化対策報告書制度の在り方について、様々な御議論いただきました。

委員の皆様からは、省エネのさらなる深掘りを進めるための方策ですとか、再エネの利用拡大に向けた制度上の位置づけ、事業者の皆様の良い取組の評価・公表の在り方など、大変貴重な御意見やアドバイスをいただき、実効性の高い制度を構築することができました。改めて委員の皆様へ心より感謝を申し上げます。

また、制度の検討過程におきまして、事業者の皆様や関係団体の皆様から多くの建設的な御意見をいただきました。今後の制度の運営に向けまして、引き続き事業者の皆様の御理解、御協力を得ながら、脱炭素社会の実現に向けた取組を共に進めてまいりたいと考えております。

改めまして、委員の皆様には、昨年 9 月から約 1 年にわたり、本制度の検討に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

東京は、エネルギーを大量に消費する都市でありますので、これからも国際的な動向も踏まえて、今後もしっかりと排出削減のための様々な施策を進めて、都民・事業者の命と健康を守り、そして都市の魅力を高めるよう努めてまいります。

簡単ですが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大谷総量削減課長 それでは、以上をもちまして専門的事項等検討会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。  
(了)